

様式例第 3 号－ 1 【一般登録型】

手 数 料 表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。 払戻金 求職者が入社後、明らかに当該求職者の責により解雇されるに至った場合、 また当該求職者が自己都合によって退職した場合は、受領した手数料の一部を以下の要領で返還するものとする 入社日から起算して 1 か月以内 …… 手数料の 80%相当額 入社日から起算して 1 か月を超えて 2 カ月以内 …… 手数料の 50%相当額 入社日から起算して 2 カ月を超えて 3 カ月以内 …… 手数料の 10%相当額 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。